

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系和田吉野川、和田川、九頭龍川及び通殿川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県東松山県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野元裕